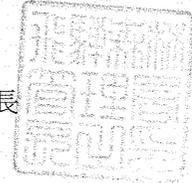


平成26年 4月 8日

兵庫県立大学 学長 清原殿

飛騨森林管理署長



多数の観光客が利用する区域における立木の安全点検等をお願い

国有林では、国有林野内で多数の観光客の利用に供する施設の管理者の皆様へ、使用許可に基づき、当該施設の適切な管理の一環として、使用許可した区域以外の区域も含めて、その利用者の安全確保に必要な措置を講じていただいているところです。

既にご案内のことと存じますが、平成15年8月に奥入瀬溪流遊歩道脇で発生した落枝事故を巡る裁判で、施設管理者が、多数の観光客が立ち入る区域において、貸付けを受けた遊歩道外であっても事実上管理し、利用に供していたとし、その管理に瑕疵があったなどとする判決が確定しました。

本判決を踏まえ、上記の利用者の安全確保に必要な措置として、別紙のような立木の点検と事故防止のための措置が必要と考えております。

つきましては、春からの本格的な観光客の利用時期を迎えるに当たって、貴殿が使用許可を受けている区域と施設利用者が立ち入る区域とこれらの区域の周辺につきまして、立木の点検と事故防止に必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

(担当：総括森林整備官)

## 1 点検の実施

### (1) 点検の区域

観光客の利用に供する施設の借受等区域内及び借受等区域外であっても施設利用者が常時立ち入る区域とこれらの区域の周辺

### (2) 点検内容

観光客が立木の倒状や折損した幹や枝の落下によって損害を受けるおそれのある危険木（枯損木、枯枝がある立木、腐朽している立木等）の有無の確認

## 2 事故防止措置の実施

点検の結果、危険木を確認した場合、次のような事故防止のための措置の実施

### (1) 危険木の表示

危険木にはテープ等で目印を付けること

### (2) 観光客に対する注意喚起

危険木がある区域や借受等区域外に立ち入らないよう注意を喚起する標識の設置その他安全な利用に必要な情報提供を行うこと

### (3) 危険木がある区域、借受等区域外への立入制限

観光客が危険木による損害を受けるおそれのある区域や借受等区域外に立ち入らないようにするため、ロープ、柵等により立入制限を行うこと

### (4) 危険木の除去

必要に応じて危険木の伐採や枝の除去などを行うこと

### (5) 利用マナー向上

森林内における利用マナー向上のための啓蒙活動に取り組むこと

### (6) その他現地の事情に応じた立木による事故防止措置に努めること

兵庫県立大学

国有林	林班	小班	面積	用途、使用	備考欄
穂高	2172	ぬ	0.0351	建物敷外	穂高風致探勝林